

1. 現行条例 項目の要点

- ・第1条 目的……………冬期に井戸枯れが頻発化していることに鑑み、地下水を保全するため必要事項を定め市民の生活用水を確保すること。
- ・第2条 用語の定義……………①地下水採取者(抑制地域内において揚水施設を用いて地下水を採取する者)②抑制地域(地下水使用の抑制を図る地域)③揚水施設(動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口断面積が19.6cm(直径5cm)以上のもの)
- ・第3条 市の責務……………第1条の目的を達成させるため、次の施策を行う。  
 (1)地下水の保全に関し必要な調査及び地下水の状況その他必要な事項の広報  
 (2)かん養及び代替水源対策の推進  
 (3)合理的な利用のための施設の設置、改善に係る技術的な助言及びこれに要する資金のあっせん並びに援助
- ・第4条 地下水採取者の責務……………地下水の循環再利用施設又は代替水源施設の設置等により、地下水の節水に努めるものとする。
- ・第5条 市民の責務……………地下水の節水に努めるとともに地下水保全対策に協力するものとする。
- ・第6条 地下水採取の届出……………抑制地域において揚水施設を用いて地下水を採取しようとする者は施設工事に着手する30日前までに届出。
- ・第7条 既採取者の届出……………この条例施行の際、既に地下水を採取している者(以下「既採取者」。)は、条例施行の日から起算して60日以内に届出。
- ・第8条 変更等の届出……………届出者は、揚水施設の位置及び構造などを変更しようとするときは、変更の工事に着手する30日前までに届出。(廃止も)
- ・第9条 水量測定器の設置等……………地下水採取者は、水量測定器を設置し、毎月の採取量を報告。
- ・第10条 水量測定器の設置等……………既採取者は、この条例施行の日から1年以内に水量測定器を設置し、毎月の採取量を報告。
- ・第11条 改善勧告等……………第1条の目的を達成するため地下水採取者に対し次の措置を要請することができる。  
 (1)揚水施設の改善 (2)地下水再利用施設の設置又は改善 (3)その他必要な事項
- ・第12条 公表……………地下水採取者が届出又は水量測定器を設置しないときは、氏名等を公表。
- ・第13条 融雪装置の使用の制限……………抑制地域においては、公益上必要な通路及び広場を除き、当分の間、融雪のため地下水を使用にあつては、基準に従う。
- ・第14条 審議会の意見聴取……………抑制地域及び吐出口断面積を変更するときは、大野市地下水対策審議会及び大野市環境保全対策審議会の意見を聴く。
- ・第15条 立入踏査……………条例の施行に関し必要がある場合は、地下水採取者に対し必要な報告、職員による施設への立入調査を行うことができる。
- ・第16条 規則への委任……………この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2. 国の地下水関係条例の調査結果

条例の目的による分類	大野市の地下水保全に係る条例の範囲
(1)地盤沈下の防止	・記載無
(2)地下水量の保全又は地下水涵養	・水量の保全:大野市地下水保全条例において大規模の採取量は把握しているが採取量の制限は無 ・地下水涵養:記載無
(3)地下水質の保全	・記載無
(4)水源地域の保全	・「大野市森・水保全条例」において、責務を明らかにするとともに、所有権および工作物について必要な事項を定める

## 3. 前回(R5.11.21)委員からのご意見①

- 昔から水の恩恵を受けているが、その恩恵に対する感謝というものが薄れているように感じるため、「地下水に感謝する日」というものを制定してはどうか。
- 地下水質について、条例に記載が無いことがどうかと思う。
- 地盤沈下については、条例に盛り込むかということは疑問に思うが、ある地域では現象としてあるので、どこかの段階で報告するべきと考える。

## ●条例改正には①委員からのご意見、②水循環基本法、③大野市水循環基本計画 の内容を踏まえて水循環の視点を追加

## 4. 水循環基本法の概要②

**目的 (第1条)**  
水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

**定義 (第2条)**  
1. 水循環  
→水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること  
2. 健全な水循環  
→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

**基本理念 (第3条)**  
1. 水循環の重要性  
水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと  
2. 水の公共性  
水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと  
3. 健全な水循環への配慮  
水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと  
4. 流域の総合的管理  
水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと  
5. 水循環に関する国際的協調  
健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務 (第4条～第7条)  
○関係者相互の連携及び協力 (第8条)  
○施策の基本方針 (第9条)  
○法制上の措置等 (第11条)

○関係者相互の連携及び協力 (第8条)  
○水の日 (8月1日) (第10条)  
○年次報告 (第12条)

**水循環基本計画 (第13条)**

**基本的施策 (第14条～第21条)**

- 貯留・涵養機能の維持及び向上
- 水の適正かつ有効な利用の促進等
- 流域連携の推進等
- 地下水の適正な保全及び利用
- 健全な水循環に関する教育の推進等
- 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 水循環施策の策定に必要な調査の実施
- 科学技術の振興
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

**水循環政策本部 (第22条～第30条)**

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- 水循環基本計画案の策定
- 関係行政機関が実施する施策の総合調整
- 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

**組織**

- 本部長：内閣総理大臣
- 副本部長：内閣官房長官
- 水循環政策担当大臣
- 本部員：全ての国務大臣

## 5. 大野市水循環基本計画の施策③ (概要版)

**基本方針1 流域マネジメントの推進** ～水で導く地域の未来～

**貯留・涵養機能の維持・向上**

- ▼スマート林業の導入による作業の省力化・効率化
- ▼真名川における自然出水再現放流の実施 ▼清滝川の河床浚渫
- ▼田んぼダム等貯留・涵養機能の向上の検討 ▼林業従事者育成支援

**水資源の適正かつ有効な利用の促進**

- ▼水資源の保全と利用の調和を図るための指針作成
- ▼グリーンインフラの活用推進 ▼水のみえる施設の適切な維持管理
- ▼雨水の有効利用と貯留浸透の推進 ▼連携した湯水への対応
- ▼公共下水道の加入促進 ▼合併処理浄化槽の設置
- ▼「水」をテーマにした観光の推進
- ▼水を活用した地域産品のブランディング

**健全な水循環を通じた地域活性化の推進**

**基本方針2 水循環に関わる人材の育成と水文化の継承**～普及啓発及び教育と研究の深化～

**健全な水循環に関する教育、人材育成及び研究の推進**

- ▼「水の本」を使用した出張授業 ▼シンポジウムなどでの情報発信
- ▼学習研究施設「越前おおのの水のかっこう」での講座の開催
- ▼幼少期から水について学べる機会の創出
- ▼調査研究成果の整理集積 ▼水文化資料のアーカイブ化
- ▼湧水地敷の把握と整理と保存 ▼真名川ダム・九頭電ダム水源地域ビジョンの推進等による多様な主体が連携できる環境と機会の創出
- ▼本願清水イトヨの里展示物更新 ▼イトヨ生息地の保全
- ▼新たな水文化のあり方についての検討

**水文化の保存と継承**

**新たな水文化の創出に向けて**

**基本方針3 災害や気候変動 地下水障害等への対応**～リスク管理型水循環の構築～

**水災害等に対する防災・減災対策**

- ▼上水道給水施設間ルーパ化 ▼給水施設の耐震化
- ▼治山・砂防施設の維持管理・更新 ▼九頭電川上流ダム再生事業
- ▼ハザードマップを活用した防災力の向上
- ▼防災井戸等の設置検討と災害応急用井戸登録制度運用の検討

**気候変動が水循環に与える影響の調査研究と適応策の検討**

- ▼気候変動が「水環境」に与える影響の情報収集・把握
- ▼気候変動適応策検討と緩和策推進
- ▼地下水の消費利用禁止の制度周知と監視と遵守
- ▼有機塩素化合物汚染の浄化対策 地下水汚染の防止
- ▼地下水障害対応タイムラインの作成と運用
- ▼地下水水位監視・低下時注意報・警報発令
- ▼上水道加入促進 ▼条例による地下水採取規制の方向性検討

**地下水障害の防止と対策**

## 6. 目次(案)

- 5つの章で構成を整理
- 現行の16条も再整理して、章に組込む

- 第1章 総則
- 第2章 地下水の涵養
- 第3章 地下水の採取
- 第4章 地下水の汚染防止
- 第5章 雑則

- の内容を取り入れた条例を検討